

公益財団法人日本陸上競技連盟  
評議員・役員・専門委員等の旅費・謝金規程

1. 旅費及び謝金の支給方法

- ・下記の規定に基づき、基本的にはあらかじめ届け出による銀行口座への振込みとする。
- ・振込日は毎月15日までの精算については当月末日、毎月末日までの精算については翌月15日とする。

2. 旅費

①国内出張の旅費

- ・自宅の最寄駅（もしくはバス停）から目的地までの陸路往復とし、最速陸路5時間以上の場合、空路により旅費を支給することができる。
- ・普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50km以上の場合には指定席急行料金を、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道60km以上の場合には指定席特急料金を、新幹線を運行する線路による旅行にあつては片道100km以上の場合には新幹線指定席特急料金（東海道・山陽新幹線はのぞみを適用）を支給する。
- ・空路利用時の旅費は、領収証の提出によって金額を確定する。ただし、運賃の等級を2階級以上に区分する航空路による出張の場合は、最下級の運賃による。
- ・空路利用時の領収証は、出張時もしくは後日、持参、郵送、E-mail添付によって、本連盟事務局へ提出する。

[ 会議派遣 ]

区 分	交通費	日 当	宿 泊
名誉会長 会長	実費。 (鉄道はグリーン料金適用) 自家用車使用でも上記を適用。	3,000 円/日 定例専門委員 1,000 円/日	指定宿舎
評議員 副会長 専務理事 理事 監事 顧問	実費。(グリーン料金の適用は 片道100km以上) 自家用車使用でも上記を適用。		
専門委員	実費		

[ 大会派遣 ]

区分	交通費	日当	宿泊
名誉会長 会長	実費。 (鉄道はグリーン料金適用) 自家用車使用でも上記を適用。	6,000 円/日 (宿泊が伴う場合は泊数+1)	指定宿舎
評議員 副会長 専務理事 理事 監事 顧問	実費。 (グリーン料金の適用は片道 100km 以上) 自家用車使用でも上記を適用。		
専門委員	実費。 自家用車使用でも上記を適用。	5,000 円/日 (宿泊が伴う場合は泊数+1)	

[ 検定員、技術役員及び用器具検定派遣 ]

- ・検定員、技術役員、及び用器具検定への派遣は、日当+作業手当+特別作業手当（深夜、早朝、公道での作業において発生）で構成する。
- ・基本作業手当及び特別作業手当は1件ごとに発生する。
- ・宿泊は申請者が直接宿泊施設を手配する場合は下記の限りではない。
- ・現地指導も同様の扱いとする。

区分	交通費	日当・その他	宿泊
検定員	実費	日 当：5,000 円/日 基本作業手当：7,000 円/件 特別作業手当：5,000 円/件	14,000 円
技術役員		日 当：5,000 円/日 基本作業手当：5,000 円/件 特別作業手当：3,000 円/件	
用器具検定		日 当：5,000 円/日 基本作業手当：2,000 円/件	

②海外出張の旅費

- ・航空賃は、運賃の等級を2階級以上に区分する航空路による旅行の場合、次の運賃とする。
  - (1) 名誉会長及び会長は、ファーストクラス搭乗の運賃
  - (2) 副会長、専務理事及び顧問は、ビジネスクラス搭乗の運賃
  - (3) 上記以外については、エコノミークラス搭乗の運賃

- ・日当、宿泊料は、下記の規定により支給する。

〔 海外出張 〕

区 分	日 当	宿 泊
名誉会長 会長 副会長 専務理事 理事 監事 評議員 顧問	7,000 円／日	指定宿舎
専門委員	6,000 円／日	

〔 選手団派遣 〕

区 分	日 当	宿 泊
理事	4,000 円／日	指定宿舎
専門委員	3,000 円／日	

### 3. 謝金

- ・謝金は源泉徴収を行うものとし、下記金額は源泉後の金額とする。
- ・原則として銀行振り込みとする。

区分	内容	金額
講師料	・ 委員が他の委員会行事の講師をする場合	20,000 円／日 ※前日打合せ分は会議日当のみ
	・ 専門委員が自分の委員会の講師をする場合	10,000 円／日
トレーナー	・ 国内競技会で活動した場合	10,000 円／日 ※実働日数分を支給する
	・ 合宿（国内及び海外）で活動した場合	20,000 円／日 ※派遣日数分を支給する
	・ 国際競技会で活動した場合 ・ 強化委員会から派遣された場合	

NFR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドーピング検査を実施する国内競技会にNFRとして派遣された場合</li> </ul>	13,500 円／日
原稿料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時報原稿を執筆した場合</li> </ul>	10,000 円／報告 ※イベントの要項のみの場合、及び半ページの場合はなし
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出版物が販売の場合</li> </ul>	30,000 円を上限とする。 ※コメントのみなどの場合は、出版物を 10 冊程度進呈。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出版物が販売物でない場合（委員会資料など） （1 出版物のページを 100 ページ以内とする。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 冊あたりの原稿料上限は 120,000 円とする。</li> <li>・専門委員には 20,000 円を上限とする。</li> <li>・専門委員以外には 30,000 円を上限とする。</li> </ul>
翻訳料		翻訳後の A 4 換算（40 字×45 行）で 1 ページ 8,000 円を上限とする。

以上